

## 8・6ヒロシマで何が起きようとしているのか

### 平和公園での表現規制を考える

日本ジャーナリスト会議（JCJ）広島支部主催「緊急集会」

2024年7月21日（日）午後1時半～広島弁護士会館

- 1) 開会挨拶 沢田正さん（JCJ広島支部代表幹事）
- 2) 講演 山崎裕侍さん（北海道放送報道部デスク）  
「どんな声もかき消されてはならない！ 『ヤジと民主主義』は何を暴いたのかー」
- 3) 平和記念式典規制拡大の経過報告 難波健治さん（JCJ広島支部幹事）
- 4) 昨年8月6日の「衝突事故」とは何か 工藤勇行さん（弁護士）
- 5) 規制拡大の法的問題点 田村和之さん（広島大学名誉教授＝行政法）
- 6) 集会アピール発表

#### 【講演者のプロフィール】

やまざき・ゆうじ HBC北海道放送エグゼクティブマネージャー、報道部デスク。主なドキュメンタリー作品に「命をつなぐ～臓器移植法施行から10年・救急医療の現場から～」  
「赤ひげよ、さらば。～地域医療“再生”と“崩壊”の現場から～」  
「ネアンデルタール人は核の夢を見るか～“核のごみ”と科学と民主主義～」  
「性別は誰が決めるか～『心の生』をみつめて～」  
「アイヌとヘイト～文化振興の陰で～」  
「クマと民主主義～騒動の村から～騒動の村からトップランナーへ～」など。日本民間放送連盟賞、ギャラクシー賞、文化庁芸術祭賞、放送文化基金賞、日本ジャーナリスト会議JCJ賞、日本記者クラブ特別賞、文化庁芸術選奨（個人）など受賞。

# 「どんな声もかき消されてはならない！」 『ヤジと民主主義』は何を暴いたのかー

8・6ヒロシマで何が起きようとしているのか  
〈平和公園での表現規制を考える〉  
日本ジャーナリスト会議広島支部  
2024年7月21日

HBC北海道放送デスク 山崎裕侍



## 警察によるヤジ排除問題



2019年7月15日・札幌市  
参議院選挙で応援演説していた安倍総理（当時）に  
ヤジを飛ばした市民を警察が排除



## 排除はどんな風に行われたか？〈映像〉



動画「大杉さん排除」



動画「桃井さん付きまとい」



動画「桃井さん排除」



動画「プラカード排除」



映画「ヤジと民主主義 劇場版大版」より

## まず前提として

公共の場で起きたこと

ヤジは意見表明であること（選挙妨害ではない）

ヤジは公共の福祉に反するものでもないこと

## ヤジ排除の問題点①



① 法的根拠ないまま



② 事実上の検閲



③ 監視機関の欠如



④ 権力が報道機関を恐れない

## ヤジ排除の問題点②

(3)



元北海道警察 原田宏二さん

「ヤジ排除は特別な問題ではない。  
治安維持のためなら法的根拠のない違法行為も  
いとわないという警察内部の風潮。  
ヤジ排除はその表出」

### 警察の権限強化法

暴対法(1992) 通信傍受法(1999) 特定秘密保護法(2013) 共謀罪法(2017)

↓  
Nシステム 防犯カメラ 労働組合監視 GPS違法捜査 特定秘密保護法での書類送検

鹿児島県警の“内部告発者つぶし”とメディアへの強制捜査

## ヤジ排除の問題点③



阪口 正二郎 早稲田大学教授  
(憲法学者)

「デモ行進する人やプラカードを掲げる人、  
ヤジを飛ばす人は自分の顔を晒している。  
それだけ覚悟を持っている。  
そういう表現方法を認めておかないと  
世の中にどんな人が困っていて  
どんな意見があるということはわからない」

映画「ヤジと民主主義 劇場拡本版」より

## ヤジ排除の問題点④



「迷惑とされるある行為を“みんながなくなりました”って言って、  
どうなるかっていうと、それよりももっと迷惑じゃない行為が  
今度は迷惑になるんですね。その行為を取り締まったら、  
それよりも迷惑じゃない行為が、また迷惑な行為だって言われて  
際限がない」

大杉氏 (HBCインタビューにて)



「権力者に対して自由なことが言えなくなった果てに  
社会がおかしくなるってことを考えれば、人によっては  
ちょっと迷惑だよなって思うような人たちが自由にものが  
言える社会と、そういう人たちが自由に物が言えなくな  
った先に社会がどうなるのかっていうことを、  
多くの人もそうだし、特にメディアはよく考えるべき」

青木理氏 (9/16札幌での集会にて)

## 札幌地裁判決

(4)

2022年3月26日 札幌地裁  
「ヤジ排除は違法」  
「表現の自由を侵害」



### 動画が強力な証拠

- 警察「周囲から怒号」「興奮状態で危害加える」「職務質問しただけ」→全面否定
- 公務員の証言より動画に信用性認める（生動画のない裁判では逆に警察官証言に重き）

### ヤジを政治的表現と認める

- 道警の違法性は警察官職務執行法だけで判断可能、あえて憲法判断に踏み込む
- ヤジを「公共的・政治的事項に関する表現行為」
- さらに争点でもない「公職選挙法の選挙妨害にも当たらない」と言及

## 札幌高裁判決 “大杉さん敗訴” “桃井さん勝訴”



道警の主張を  
ほぼ認める

一審の事実認定  
と乖離

動画との矛盾の  
説明なし

## 安倍氏銃撃事件における“ヤジ排除裁判”批判は的外れ



2022年7月8日 奈良市



2022年7月2日 北海道・伊達市



「そもそも事案が全く違う。

ヤジの排除行為はやってはいけないことを警察官がやった事案。

安倍元首相の銃撃事件はやるべきことを警察がやらなかった事案」

## つばさの党の選挙妨害と“ヤジ排除問題”はまったく違う

(5)

つばさの党

政治団体 ⇔ 一般市民  
選挙妨害(再生回数稼ぎ) ⇔ 意見表明  
対候補者 ⇔ 対総理大臣  
選挙活動中止 ⇔ 演説中止せず



誤情報1 2019年に札幌で起きたヤジは選挙妨害である

→警察は「選挙妨害」主張せず、裁判判決も「選挙妨害でない」

誤情報2 札幌地裁の判決で原告が勝訴したので、警察は選挙妨害の取り締まりに慎重になった

→判決「安倍総裁の演説にふさわしくないと推認」※警察の権力に対する付度

誤情報3 警察がきちんと取り締まれるように公職選挙法を改正すべき

→市民のヤジすらも取り締まれる危険性、「権力の濫用」のおそれ

## 映画「ヤジと民主主義 劇場拡大版」2023年12月9日(土)~全国公開



小さな自由が  
排除された先に  
あるのは――

ヤジと民主主義



公式HP <http://yajimin.jp>

自主上映受付中 有料配信開始予定

ころから刊 2023年11月

## 「増税メガネ」とヤジを飛ばした聴衆男性に対する 徳島県警の警備について

参院徳島・高知選挙区

補欠選挙

岸田総理応援演説

10月14日

藍場浜公園





### 徳島県警の回答

(質問) 聴衆の男性に対してヤジをやめるよう制止しているように見えますが、なぜ聴衆の男性に対応したのでしょうか？

(回答) 大半の聴衆は岸田総理の話聞きにきている。その一方で、岸田総理を批判する声があったので、もしかすると、その先に何か危険物を投げることがないか等確認するために近づいた。  
警察官が近づこうと歩み寄ったら、本人から「もう帰る」という趣旨の発言があった。制止をするようなことは行っていない。

(質問) 上記の対応に関する法的根拠は何でしょうか？

(回答) 本人の意思で出て行った。強制的に追い出してはいない。

- 警察官職務執行法2条には「異常な挙動」と書いているが、ヤジ自体はなんら犯罪行為でも危険行為でもないで、その挙動を止めさせることはできない。
- 仮に警察官がヤジを飛ばすという挙動から、このような不審を抱いたのであれば、職務質問したはずだが、実際には質問することなく、単にヤジをやめさせただけ。つまり、警察官は職務質問が前提とする不審すら抱かなかったのにヤジを止めさせるという、職務質問を上回る不利益行為を行っている。2条の趣旨に大きく抵触するのではないか。
- 札幌ヤジ排除のように進化したわけではないが、表現の自由という重要な権利利益を侵害したという意味では強制的な措置であり、憲法21条に抵触すると言うべき。
- 表面的にはソフトな形のように見えるかもしれないが、一般市民にとって、警護をしている警察の人がワラワラと寄ってきて、表面的なソフトな対応とはいえ、自分が行っている行為に対して、咎められるということは、ますます表現活動を萎縮する方向に向かっているのではないのか。



豊崎七絵 九州大学教授  
(刑事訴訟法・警職法)

### 警察官職務執行法2条

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

「令和5年4月15日に和歌山市内において実施された内閣総理大臣警護に係る  
警護上の課題と更なる警護の強化のための取組について」令和5年6月 警察庁



第4 警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組

イ 実施場所に応じた方策

(ア) 屋外における講演、演説等

b 警察の対応

(b) 聴衆が所在する場所における警戒の強化

また、危害企図者等による警護対象者への接近を防止するためには、警察として、危害企図者等の可能性があると認められる者に対する職務質問及び所持品検査を実施することが必要である。そこで、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、卓越した職務質問技能をもって被疑者検挙に高い実績を挙げている警察官を不審者の発見に当たる警護員として配置し、職務質問及び所持品検査を効果的に実施することとする。

さらに、不審行動等の有無にかかわらず、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、リュックサック、ショルダーバッグ等を携行している者に対しても、その者が危害企図者等であるかどうかを見極めるため、声掛け等を行うことが必要となる。そこで、主催者等の理解と協力の下、警護対象者が参加する講演、演説等の実施場所及びその周辺において、携帯型金属探知機の活用を図りつつ、声掛け等を行うこととする。

(報告書20ページ)



## ことしの「8・6」、広島平和公園はどうなる

2024年7月21日 難波健治

### 1. 「8・6」の8時15分、市民は平和公園から平和のアピールができない

◇平和式典（午前8時～8時50分）をはさんだ「午前5時～9時」の平和公園規制

- ・規制の内容は
- ・法的根拠がない（市民活動推進課）のになぜできる？
- ・式典の規模・内容は変わらないのに、今年から平和公園の「隅から隅まで（全域を）式典会場とみなすことにした」
- ・なぜ、そんなことをするのか「安全対策です」（式典の「厳粛な運営」や以前から問題になっている「騒音対策」ではない）

### 2. 動きは、昨年から始まっていた？

◇G7広島サミット（昨年5月）がきっかけに

広島市の平和教育教材から漫画『はだしのゲン』・第五福竜丸事件の削除。入れ替わるように「原爆を投下した米国を恨むのではなく、赦すことが世界平和につながる」という趣旨の文章（被爆者の語り）を掲載

サミット後の6月、松井一実市長が東京にある在日米国大使館に出向き、真珠湾（パールハーバー）と広島平和記念公園との「姉妹友好協定」を締結。その締結までに、どんな動きがあったのか

### 3. 問題の核心は何か

◇表現の自由が奪う・集会をさせない、ということ

◇法的な根拠もなく、「手荷物検査」を強行し、それをパスしないと入園させない。  
それは「プライバシーの侵害」そのものである

◇では、どうするか

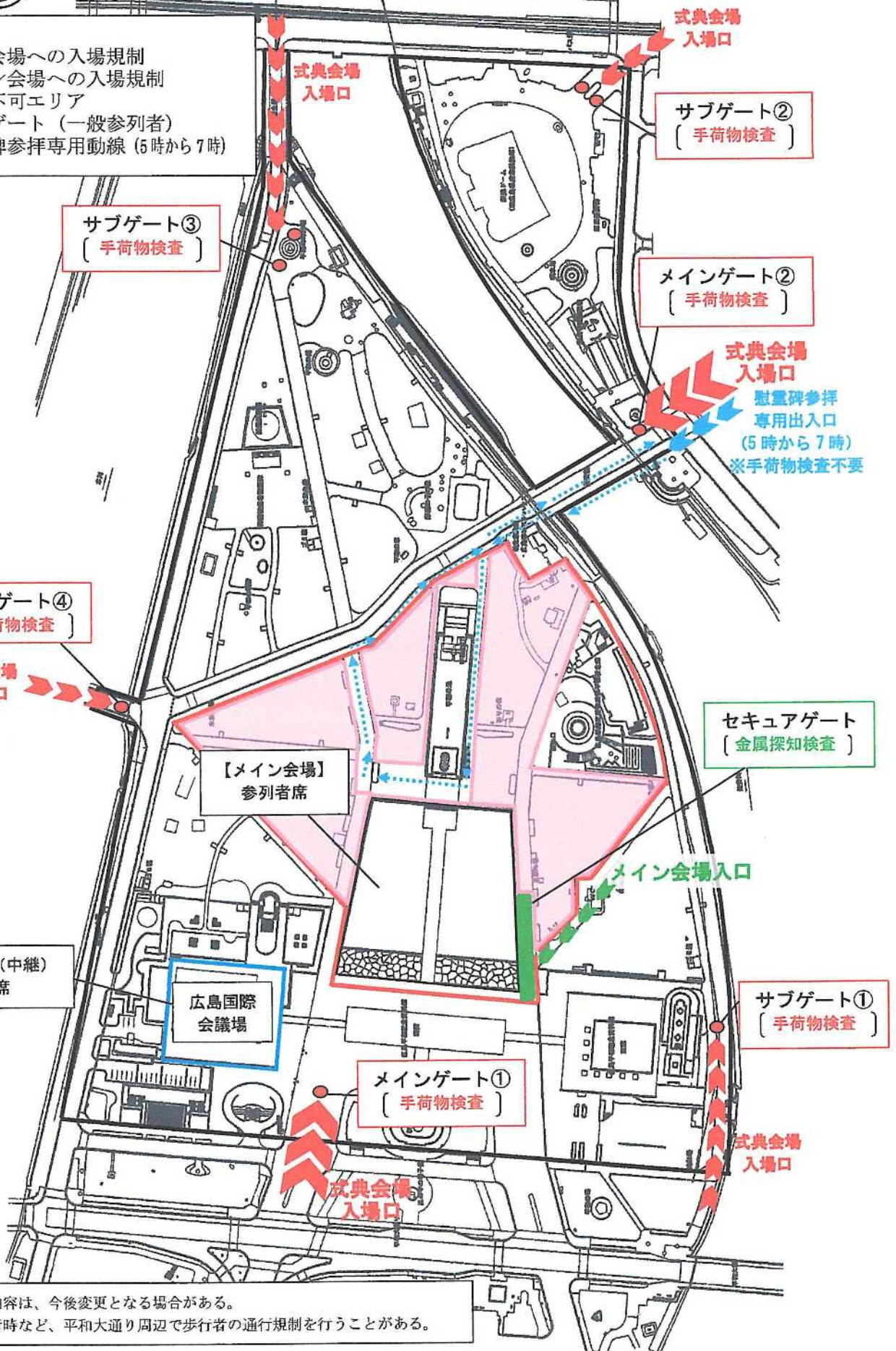
以上

# 令和6年平和記念式典における入場規制 (8月6日午前5時から午前9時)



### 【凡例】

- ...式典会場への入場規制
- ...メイン会場への入場規制
- ...立入不可エリア
- ...入場ゲート (一般参列者)
- ⋯ ...慰霊碑参拝専用動線 (5時から7時)



※入場規制の内容は、今後変更となる場合がある。  
 ※関係車両通行時など、平和大通り周辺で歩行者の通行規制を行うことがある。

## 本件刑事事件までの時系列

2024年（令和6年）7月21日

弁護士 工藤勇行

2019年（令和元年）8月6日

平和記念式典の開催中、一部の市民団体のデモによる拡声器の使用。

「安倍首相の式典参加を許さない！」「ヒロシマ・ナガサキの原爆を許さない！」

2019年（令和元年）10月

広島市は当該市民団体に対し、平和記念式典の挙行に適した環境の確保についての協力を求め、これに応じなければ、条例を制定し、拡声器使用の制限などの方策の検討を行う意向を表明。

2020年（令和2年）1月31日 広島弁護士会

「平和記念式典中の静謐の確保について、条例による規制ではなく話し合いによる解決を図るよう求める会長声明」

当会は、広島市に対し、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式中の静粛の確保については、条例による規制ではなく話し合いによる解決を図るよう求める。

2021年（令和3年）2月12日 広島弁護士会

『広島市平和の推進に関する条例（仮称）』に関する会長声明

当会は、広島市に対し、「広島市平和の推進に関する条例（仮称）」のうち、市民の役割（第5条）に関する「本市の平和の推進に関する施策に協力するとともに、」との文言及び平和記念式典の実施（第6条第2項）に関する「市民の理解と協力の下に、厳粛の中で」との文言を改めるなどして、本条例案の制定によって、市民の表現の自由を制約しないよう求める。

2021年（令和3年）6月11日 広島弁護士会

『広島市平和の推進に関する条例（仮称）素案』に関し、市民の意見を取り入れつつ慎重かつ十分な審議を求める会長声明」

当会は、広島市議会に対し、現在、広島市議会政策立案検討会議が「広島市平

和の推進に関する条例(仮称)素案」をほぼ原案どおりの内容で「広島市平和推進基本条例」として条例化するよう進めていることに強く抗議し、市民の意見を取り入れつつ慎重かつ十分な審議を求めるとともに、改めて、当会が本年2月12日に発した会長声明で指摘した問題点を十分に考慮のうえ、本条例案の修正等によって、市民の表現の自由を制約しないよう求める。

2021年(令和3年)6月29日

広島市は「広島市平和推進基本条例」を制定

2021年(令和3年)8月6日

原年、当該市民団体は、平和記念式典においては、原爆ドーム北側に集合して集会などを行っており、この年も同様。

2022年(令和4年)8月6日

原爆ドーム北側において、別の市民団体がダンボールを敷くなどして場所取りをしていたため、当該市民団体は、原爆ドーム東側で集会を行った。

2023年(令和5年)8月6日

原爆ドーム北側に向かう当該市民団体の行動を、別の市民団体の構成員が体当たりをしてくるなどの妨害行為。

それに対する当該市民団体の対応に、広島市職員が何らかの形で巻き込まれたというのが本件刑事事件。

2024年(令和6年)2月27日

広島市議会にて、「『広島市平和推進基本条例』に明記されている厳粛な平和記念式典の開催を実現するために、広島市は実効性のある対応に取り組むこと」等を求める請願が賛成多数で可決。

2024年(令和6年)2月28日

本件刑事事件で当該市民団体の構成員5名が逮捕。

2024年(令和6年)5月

広島市は、かかる逮捕を受けて、今年(2024年(令和6年)8月6日)の平和記念式典の入場規制を発表。

以上

## 法的根拠のない8.6「平和公園」入園制限

2024.7.21

田村和之

## 1. これまでの問題は「騒音対策」

8.6 平和式典実施の時間帯に、元安川東岸の市道から、デモ隊が拡声器で発する音は、静ひつ・静穏・厳粛であるべき式典を妨害していると、問題視されてきた。音量規制を求める人たちは、理由として、2019年6月25日広島市議会「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式が厳粛の中で挙行されるよう協力を求める決議」、及び、2021年6月制定の広島市平和推進基本条例6条2項「本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民等の理解と協力の下に、厳粛の中で行うものとする。」を、しきりにあげてきた。

本年2月27日、市議会は2件の請願を採択した。1つは「平和推進基本条例に即した厳粛な平和記念式典の開催について」であり、「8月6日は一定の時間一定の場所の静ひつを守る条例策定を検討する等、実効性のある対応」を求める。もう1つは「平和推進基本条例に即した厳粛な平和記念式典の開催に伴う原爆ドーム前の現状の解消について」である。「原爆ドーム前の現状」とは、「特定の団体が原爆ドーム前の一部を占拠し、無許可の集会を開いた。その際、政治的主張が書かれた横断幕やのぼりを掲げ、拡声機を用いた演説も行っており、その声は平和記念公園内に響き渡っていた。また、特定の団体が占拠しているため、一般市民が自由に通行することもできなかった」ことを指す。

なお、本年2月28日、広島県警は、昨年8月6日原爆ドーム前で中核派活動家が広島市職員に体当たりしたとして「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反の疑いで逮捕した（起訴）。

## 2. 目的が「安全対策」に変化

広島市市民活動推進課が5月7日に発表した報道資料によれば、8.6 平和公園入園制限の目的は「安全対策の強化」である。次のようにいう。

「令和5年8月6日に原爆ドーム周辺で発生した衝突事故を受け、再発防止に向けて警備体制を見直し、規制範囲を平和記念公園全体に拡大するとともに、国内外から多くの要人等出席する参列者席（メイン会場）内の警備を強化等するものである。」（下線は原文）

すなわち、「衝突事故」（中核派による暴力行為等規制法違反事件を指す）の再発防止、安全対策の強化が目的である（目的の変化）。

これにより「懸案」を一気に解決できるかにみえるが、式典を「妨害する」大音声は別の場所から発せられるから、「問題」は解決しない。

## 3. 問題点の整理と検討

【問題点①】 この入園制限により、平和式典の実施時間帯に、平和公園の原爆ドーム周辺では、許可を受けない限り言論・表現活動を行うことができない。このような人権制限は許されるか。

【問題点②】 平和公園は、都市公園法にいう都市公園である。都市公園は自由利用が原則であり、市民は公園管理者の許可を得ることなく自由に入園・利用できる。

このたびの規制により、手荷物検査などを受けて許可されない限り、平和公園に入園できない。自由利用が原則の都市公園の、このような利用制限は許されるだろうか。

## (1) 問題点①—表現の自由の制限

憲法の保障する人権は最大の尊重を必要とする（13条）。表現の自由のような精神的自由は立憲民主政にとって不可欠の権利であり、経済的自由より強く保障される（通説）。なお、精神的自由の基礎をなす内心の自由（思想・良心の自由）は、絶対的な自由である。

このたびの制限は、平和式典実施の前後4時間、原爆ドーム周辺におけるあらゆる表現活動（拡

声器・楽器類の使用、プラカード・のぼり・横断幕の持込み、ゼッケン・タスキ・ヘルメット・鉢巻等の着用、大きな声を発すること）を禁止している（許されるのは無言の身体表現だけ?）。これは、言論の自由・集会の自由の全面的な制限・禁止である。

広島市「報道資料」は、このような人権行使の制限・禁止は平和式典を「より安心安全な式典とするため」に行うと説明し、松井市長は「(式典) 参列者の安全確保のために行う」と言っている(2024. 5. 16 記者会見)。すなわち、広島市によれば、平和式典の安全な実施のために、式典会場外の原爆ドーム周辺での表現の自由の行使を厳しく禁止するのである。なお、拡声器の音量についてであるが、市民活動推進課長は、「式典の目的を達成するという公共の福祉」と「デモ行進を行うという表現の自由の調整を図る」と言っているが(2024. 6. 27 市議会総務委員会)、戦前の大日本国憲法の下での考え方である。

言論・集会の自由が無制限な自由でないことは言うまでもない。平和式典が整然と、安全に行われることに異論はない。しかし、これを理由に式典会場外における表現活動を制限・禁止するのは、途方もない飛躍であり、なりふり構わず何が何でも原爆ドーム周辺での表現の自由の行使を制限・禁止しようとする「反表現の自由」「反基本的人権」というべきものである。

表現の自由といえども無制約でなく、限界があることは広く知られている。その限界は「表現の形態、規制の目的・手段等を具体的に検討して決めなければならない」。規制が必要であるときも、規制は目的の達成にとって必要最小限度のものでなければならない(以上、芦部信喜)。

ここでの結論を言おう。8.6 平和式典を安全に実施するために、式典会場外の原爆ドーム周辺での表現活動を全面的に制限・禁止する必要性・合理性があるとは、どうも考えられない。このたびの入園規制は、表現の自由を侵害し、憲法違反である。

## (2) 問題点②—公園管理

公園管理上、公園の利用・使用の制限はあり得る。広島市公園条例は、第4条に行商・出店・興業・競技会・集会等は許可を受けなければならないと定め(行為の制限)、第5条に公園損傷・張り紙・広告などの「行為の禁止」を、第6条に公園の損壊その他により利用が危険である場合の「利用の禁止又は制限」を定める。このたびの入園制限は、第4条・第5条によるものでない。公園利用に危険があれば第6条による利用の禁止・制限はあり得るが、いわれている「衝突事故」があったことが、ただちにこれに当たるとはどうも考えられない。公園内での「衝突事故」の防止、安全の確保は重要であるが、警察にゆだねられたことである。

広島市は、「衝突事故」を奇貨として、一気に「懸案」を解決しようとしている。しかし、ことは表現の自由の制限に関わっており、「安全対策」を理由に、全面的に表現の自由を制限するのは、憲法の基本的人権保障の無視であり、乱暴きわまりない。

ところで、平和公園は、①資料館や記念碑が設置されている区域、②道路を挟んだその北側の区域、③元安川東岸の原爆ドームのある区域に分かれている。式典が行われるのは①の区域であるが、なぜ式典会場として使われていない②及び③の区域の利用・使用を制限しなければならないのか。松井市長は、5月16日の記者会見で②、③を式典会場と位置付けたと言っているが、式典としての使用の実体はなく、市長説明はなりふりかまわない強弁である。式典会場でない②や③の区域は、公園区域であり、自由利用が原則が妥当する区域である。

最後に、式典会場内であれば、参列者の表現活動などは制限できるかについて検討したい。公園条例4条によれば、市長の許可を受ければ「集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用」できるので、広島市は市長の許可を得て平和式典を行うと無理矢理に説明するとして、そのような式典会場は、もはや都市公園法や公園条例が適用される公園区域ではない。そうだとすれば、事前に発行した証書や入場券を所持している者のみ、あるいは、荷物検査をパスした者だけを入場させることはあり得るだろう。また、この会場の内部の秩序維持は、会場使用者の責任である。

## 「安全対策」という 8.6「平和公園」入園制限

広島大学名誉教授 田村和之

## これまでの問題は「騒音対策」だった

8.6 平和式典の実施に際し、式典会場の外、具体的には元安川東岸の市道（元安橋の東詰及びその南側）辺りから、デモ隊が拡声機で発する音は「騒音」であり、「静ひつ」「静穏」「静粛」「厳粛」であるべき式典が「妨害されている」と、一部の市民グループがしきりに問題とし、広島市議会に「拡声器規制条例の制定」を請願するなどしてきた。

広島市当局は、デモ行進の実施団体と繰り返し話し合いをし、拡声器の音量の低減やデモ行進のルート変更等を要請してきた。音量規制を求めるグループは、その理由として、2019 年 6 月 25 日に広島市議会が採択した「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式が厳粛の中で举行されるよう協力を求める決議」や、「広島市平和推進基本条例」（2021 年 6 月 29 日、条例第 50 号）の第 6 条第 2 項「本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民等の理解と協力の下に、厳粛の中で行うものとする。」を挙げてきた。

しかし、これまでのところ、広島市は、8.6 平和式典実施時の「騒音規制」を目的とした拡声器使用規制（禁止）などを内容とする条例を制定していない。

## 2 件の請願など

2024 年 2 月 27 日、広島市議会は 2 件の請願（提出日は 2023 年 6 月 23 日）を採択した。1 つは「平和推進基本条例に即した厳粛な平和記念式典の開催について」で、「8 月 6 日は一定の時間一定の場所の静ひつを守る条例策定を検討する等、実効性のある対応に取り組むことを求めるものである。

もう 1 つの請願は「平和推進基本条例に即した厳粛な平和記念式典の開催に伴う原爆ドーム前の現状の解消について」で、厳粛な平和式典の開催のために 8 月 6 日にドーム前で行われる無許可集会を放置せず、実効性のある対応をすることを求めている。この請願がいう「原爆ドーム前の現状」とは、「請願」要旨によれば、平和式典の開催時に「特定の団体が原爆ドーム前の一部を占拠し、無許可の集会を開いた。その際、政治的主張が書かれた横断幕やのぼりを掲げ、拡声機を用いた演説も行っており、その声は平和記念公園内に響き渡っていた。また、特定の団体が占拠しているため、一般市民が自由に通行することもできなかった」ことである。この請願が取り上げている原爆ドーム前における「無許可集会」などは、これまであまり注目されていなかった問題である。

いずれの請願も、要求の理由として、平和推進基本条例 6 条 2 項を引き合いに出している。

なお、本年 2 月 28 日、広島県警は、昨年 8 月 6 日原爆ドーム前で、中核派活動家 5 人が警戒に当たっていた広島市職員に体当たりしたとして「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反の疑いで逮捕した（2024 年 2 月 29 日付け「中国新聞」。その後起訴）。

## 目的は安全対策強化

8.6 平和式典時の規制は、これまで繰り返し論議されてきた、拡声器音量の規制により、「静

ひつ「静穏」な式典にすることを目的とするものである。ところが、広島市市民局市民活動推進課が5月7日に発表した報道資料「令和6年広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式の開催について」によれば、入園制限の目的は「安全対策の強化」である。目的が変わっている。

報道資料には、次のように書かれている。

「令和5年8月6日に原爆ドーム周辺で発生した衝突事故を受け、再発防止に向けて警備体制を見直し、規制範囲を平和記念公園全体に拡大するとともに、国内外から多くの要人等出席する参列者席（メイン会場）内の警備を強化等するものである。」（下線は原文）

昨年起こったような「衝突事故」（前述の中核派活動家逮捕事件を意味するようである）の再発を防止し、「より安心安全な式典とするため、安全対策を強化する」ことを目的とするものである。したがって、このたびの入園制限は、前述の請願（後者）が求める無許可集会の規制とも異なる。しかし、原爆ドーム周辺の入園制限を行えば、無許可集会の「放置」問題（請願のいう「原爆ドーム前の現状」）は解消する。この意味で、この制限は、懸案を一気に解決する「名案」であるかにみえなくもない。

だが、このたびの規制によっても、式典実施を「妨害している」という拡声器による大音声の防止にならない。なぜならば、それは、公道を合法的に行進するデモ隊から発せられているからである。

## 再度の問題指摘

平和公園は、広島市が設置管理する他の公園と同じ都市公園である。都市公園は自由利用・自由使用が原則であり、市民は管理者の許可を得ることなく自由に入園・入域できる。公園管理上、利用・使用を制限しなければならないことはあり得るが、地方自治法及び都市公園法・広島市公園条例からみて、公園内における「衝突事故」（実は犯罪行為）の発生を防止し、市民の安全を守ることは、公園管理者の広島市の権限ではない。それは、警察にゆだねられた権限である（本連載7月号参照）。

広島市は、中核派活動家による暴力行為法違反事件を奇貨として、一気に問題解決を図ろうとしているようであるが、ことは表現の自由の制限に関わっており、法的根拠もなく、「安全対策」を理由にすれば何でもできるというのは、法治主義の原則を無視した乱暴きわまりないものである。

ついでながら、次の疑問を述べておきたい。平和公園は、①資料館や記念碑が設置されている区域、②道路を挟んだその北側の区域、③元安川東岸の原爆ドームのある区域に分かれている。式典が行われるのは①の区域であるが、なぜ式典会場として使われていない②及び③の区域の自由利用・使用を制限しなければならないのか。松井市長は、5月16日の記者会見で②、③を式典会場と位置付けたと言っているが、「強弁」もいいたころである。

なお、松井市長は、6月5日の記者会見で規制の法的根拠を尋ねられたのに対し、「式典に法的根拠はいらない」と的外れの返答をするとともに、「所有権なり管理権が関係する諸法令である」（要旨）と述べた。稚拙かつ支離滅裂というほかない。



## 8.6 平和公園入園制限一つづき

広島大学名誉教授 田村和之

## 危惧されていた入園制限の現実化

しばらく前より、8.6 平和記念式典の実施中、式典会場の公園外からラウドスピーカーを用いて発せられる大音量の音声について、「静穏・厳粛であるべき平和式典の実施が阻害される」かどうか、論争的に議論されてきた。

広島市議会は、2019 年 6 月 25 日、「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式が厳粛の中で举行されるよう協力を求める決議」を行った。平和式典は厳粛に行われるべきであると主張するグループは、この「決議」を踏まえて、平和式典を「妨害する」大音量は制限すべきであると主張し、執拗に広島市長や議会に働きかけていた。もちろん、これを批判・反対する市民の動きもあった。

こうした状況において、2021 年 6 月、広島市は、「広島市平和推進基本条例」を制定し、その第 6 条 2 項に「本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民等の理解と協力の下に、厳粛の中で行うものとする。」と定めた（「平和記念日」は本条例 6 条 1 項に定められた）。6 条 2 項は「基本条例」である本条例には似つかわしくない規定であり、また、市民に「厳粛」になることを強制し、思想・信条の自由、表現の自由を侵害するのではないかなど、種々の疑問、問題の指摘がなされた。この規定を支持する側は、平和式典が厳粛に行われなければならないことは当然であり、広島市議会はその旨の決議を行っているなどと主張した。

この規定を定めることに疑問を抱く立場から出された「広島弁護士会会長声明」（後掲「参考資料」）は、本条例 6 条 2 項の制定により、「市民の表現行為に与える委縮効果は大きなものとなり、市民の表現の自由が制約されるおそれがある。」と指摘し、この規定を定めることに危惧を表明した。このたびの 8.6 平和公園入園制限により、この危惧は現実のものになった。ここで同じことを述べるのは省略し、読者には、ぜひこの「声明」を熟読していただきたい。

## 「法的根拠はない」

日本ジャーナリスト会議広島支部のメンバーが、8.6 平和公園入園制限を担当する広島市市民局市民活動推進課に問い合わせたところ、「法的根拠はありません。市民にお願いしているのです」との回答があったという（同支部ウェブサイト「広島ジャーナリスト通信」2024 年 5 月 21 日）。

まず「市民へのお願い」について言えば、広島市の「Press Release—報道資料」（5 月 7 日）は、どうも「お願い」という趣旨には読めない。5 月 8 日付け「中国新聞」記事をみても同様である。もし「制限」でなく「お願い」であるならば、広島市市民活動推進課は報道発表を訂正すべきである。

次に「法的根拠はない」について言えば、平和公園は都市公園法にいう「都市公園」であり、広島市は公園管理のために「広島市公園条例」（公園条例）を制定している。平和公園の管理の必要から市民の入園を制限しなければならない場合はあり得るので、同条例は第 6 条及び第 6 条

の2を定めているが、これらの規定が8.6 平和公園入園規制の法的根拠ではないことは明らかであるから（本連載の前回参照）、市民活動推進課は「法的根拠はない」と答えたのであろう。

法的根拠がなくても入園を制限できるだろうか。答えは「ノー」である。その理由を述べよう。前回述べたように、都市公園は自由使用・一般使用が原則であり、市民は、誰でもいつでも自由に平和公園を利用できる（利用許可は不要）。そのような「公園使用の自由」を制限する場合は、法的根拠に基づかなければならない。法的根拠がないのに、市民は許可を受けなければならないとして自由な使用を制限するのは、専制行政（支配）というべきものである。いま広島市がやろうとしていることは、専制政治の下で行われていることと同じであり、猛省を求めなければならない。

それでは、公園条例を改正して、市民の「安全対策の強化」（広島市のいう安全対策とは暴力行為などの犯罪の防止である）のために必要な規定を定めれば、8.6 平和式典が行われる8月6日の平和公園使用を制限できるだろうか。答えは「ノー」である。そのような条例改正は、都市公園法及び地方自治法違反である。これらの法律に基づいて行う都市公園の管理は、暴力事件などの犯罪防止を目的とするものでない。「人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため」に必要があるときは、警察力の行使によることになっている（警察官職務執行法6条）。このような法的な仕組みを無視し、警察行政で行うべきことを公園管理行政で行うとする公園条例改正を強行するのであれば、法治国家はもはや死に絶えたのと同然である。

## おわりに

次の指摘をしておきたい。

5月7日付けの広島市「報道資料」には、「入場規制中の禁止行為等」として、拡声機、プラカード・ビラ・のぼり・横断幕等「式典の運営に支障を来すと判断されるものの持込み」などを「禁止する」と書かれているが、自由使用の都市公園における、このような表現活動の制限は、いかなる見地からみても違憲・違法である。8.6 平和公園入園規制は「安全対策の強化」を目的とするとしながら、表現活動の制限を行おうとしている。論理の飛躍であり支離滅裂というほかないが、「安心、安全」を目的とすれば、何でもできるということである。

以上のような諸問題は、広島市平和推進条例6条2項「平和記念式典条項」の制定によりもたらされているともいえよう。筆者はかつて、同条例の制定は「平和都市広島」の自己否定であると指摘したことがあるが、事態はこれにとどまらず、法治国家（法治主義）・民主主義の否定、そして憲法の人権保障の否定に進んでいる。

## 〈参考資料〉

「広島市平和の推進に関する条例(仮称)」に関する会長声明（抜粋）

2021年（令和3年）2月12日 広島弁護士会会長 足立修一

- 第1 声明の趣旨（略）
- 第2 声明の理由
  - 1 （略）

本条例案の策定に先立ち、広島市議会は、2019年（令和元年）6月25日に「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式が厳粛の中で举行されるよう協力を求める決議」をした。同決議を機に、広島市は、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式（以下、「平和記念式典」という。）の举行中にデモ行進で使用される拡声器の音量を問題視し、一部の市民団体に対し、「平和記念式典の举行に適した環境」或いは「静ひつな環境」を確保するという名目のもと、拡声機の使用を控える、その音量を下げる又はデモ行進のルートを変更する措置を要請し、いずれかに応じない場合には条例による拡声器の音量規制も辞さない姿勢を示した。

このような広島市の姿勢については、市民団体のみならず、有識者や被爆者団体等からも、憲法第21条第1項で保障された表現の自由との抵触を懸念し、話し合いによる解決を図るよう求める声が多数上がり、当会も、2020年（令和2年）年1月31日、「平和記念式典中の静粛の確保について、条例による規制ではなく話し合いによる解決を図るよう求める会長声明」を發出した。結局、広島市は、拡声器の音量を規制する条例の制定を見送った。

このような経緯があるにもかかわらず、本条例案は、「市民の役割」として、「本市の平和の推進に関する施策に協力するとともに、」と定めて広島市が実施する平和の推進に関する施策に協力する義務を市民に課し（第5条）、広島市が平和記念式典を「市民の理解と協力の下に、厳粛の中で」実施する旨を定めている（第6条2項）。当会は、これらの文言を用いることについては賛同できない。

2 当会は、本条例案において、広島市が、核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現のために、平和の推進に関する施策を策定・実施をする同市の責務を定めることについては、特に異論があるものではない。

しかしながら、いかに平和の推進に関するものであっても、広島市の施策について市民に協力する責任や義務を課すことは別である。このような施策のあり方については、市民の中には、わが国や諸外国の政治情勢や核兵器廃絶に関する対応等について、多様な思想信条を背景とした様々な意見や表現方法があり、特に、核兵器禁止条約へのわが国の政府や広島市の対応のありようについてもそうである。

3 これまでの拡声器の音量を規制する条例を制定しようとした経緯に鑑みれば、本条例案第5条は、罰則等を伴わない責務規定であるとしても、広島市が実施する平和の推進に関する施策について協力要請があった場合には、市民は、その意見等にかかわらず全面的にこれに応じなければならぬかのようにも解し得、規制の根拠規定とされる懸念がある。

更に、広島市が、本条例案第6条2項の規定、あるいは同第5条及び平和の推進に関する施策を定めた規定（同第7条各号）をも根拠に、会場周辺で意見表明等を行う市民に対し、平和記念式典中の「厳粛」のために、拡声器の使用や音量について、あたかも条例上の義務であるかのように「理解」と「協力」を求めつつ、事実上の拡声器の使用禁止を迫ることすら懸念される。

このことによる市民の表現行為に与える委縮効果は大きなものとなり、市民の表現の自由が制約されるおそれがある。

4 （略）

以上

## 8.6 平和記念式典時の平和公園入園規制

広島大学名誉教授 田村和之

### 規制のあらまし

広島市は、今年の 8 月 6 日の平和記念式典（平和式典）の際、平和記念公園（平和公園）の全域の入園規制（以下「8.6 規制」という）を行う。具体的には、当日の午前 5 時時点で公園内にいる者に園外への移動を要請し、同 9 時まで入園を制限する。同 6 時 30 分に公園への入り口を 6 カ所開設し、式典参列者の入場を開始する。その際、手荷物検査と金属探知検査を実施する。これとは別に、午前 5 時から同 7 時まで、元安橋東詰より慰霊碑を訪れる専用コースを設ける（手荷物検査などは実施しない）。

8 月 6 日午前 5 時から同 9 時まで、平和公園内では次のような行為が禁止される。すなわち、危険物、拡声機、プラカード、ビラ、横断幕などの持ち込み、ゼッケン、タスキ、ヘルメットなどの着用、大声を発するなどの「式典の妨げとなる」行為である。

昨年との違いは、昨年の規制範囲は平和公園のうち元安川、本川及び平和大通りに囲まれた区域の南半分（以下「公園の南半分」という）であったが、今年は原爆ドームのある区域を含めた公園全域に拡大されることである（式典を行う区域は公園の南半分で、昨年と変わらない）。また、今年は、禁止行為が具体的かつ詳細に示されている。

### 都市公園としての平和記念公園

平和公園は都市公園法上の都市公園であり、地方自治法 244 条にいう公の施設である。公の施設の設置・管理は条例を定めて行うが（244 条の 2 第 1 項）、都市公園の設置は、設置者が区域、名称及び位置並びに供用開始の期日を公告して行う（都市公園法 2 条の 2、同法施行令 9 条）。平和公園については、設置者の広島市が区域、名称などを公告しており、平和公園設置条例は制定されていない。公の施設である都市公園の管理は条例事項であり、「広島市公園条例」（以下「公園条例」という）が制定されている。したがって、平和公園の管理は、公園条例の定めるところにより行われる。

都市公園は、いわゆる自由使用・一般使用が原則である。すなわち、都市公園に行き、散策し、休憩したりするのは、市民の自由である。これらの行為を行うにあたり、許可を得る必要はない。平和公園も同様である。

広島市は 8 月 6 日に行う平和式典（平和推進基本条例 6 条 2 項）のために平和公園を使用するのであり、必要な範囲で平和公園の利用が制限されるのはやむを得ないとしても、制限は平和式典を行う上で必要な範囲内にとどめるべきであり、不必要又は過剰な利用の制約をしないようにしなければならない。

以上のような観点から、今年の 8.6 規制について、利用（入園）時間の規制、平和公園の全域を規制対象区域とすることの妥当性などについて検討する。

### 入園時間の制限

公園条例 6 条の 2 第 3 項は「市長は、有料公園及び有料公園施設の供用日、供用時間その他その供用について必要な事項を定めることができる。」と定め（「有料公園」「有料公園施設」

は同条例別表第1～第4に定める)、これ以外に公園の供用日、供用時間について定める規定はない。したがって、有料公園でない平和公園は、いつでも自由に利用・使用できる。

公園条例6条は、公園の損壊などにより利用が危険である場合、公園工事のためやむを得ない場合その他管理上必要がある場合、「公園の利用を禁止し、又は制限することができる」と定めているから、この規定に該当する場合、平和公園の利用・使用を禁止・制限できる。しかし、8.6規制がこの場合に当たらないことはいうまでもない。そうであるとする、今年の平和公園の入園時間の規制は、公園条例によらずに行うものであり、問題である。

### 平和公園全域の規制

昨年と同じように、平和式典は平和公園の南半分の区域で行われる。昨年の規制範囲は公園の南半分の区域であったが、今年のそれは平和公園全域に広げられる。その理由について広島市市民局市民活動推進課は、「安全対策の強化」として、昨年の「衝突事故を受け、再発防止に向けて警備体制を見直し、規制範囲を平和記念公園全体に拡大する……」と説明している(2024年5月7日報道向け文書)。同じことを2024年5月8日付の「中国新聞」は、「従来は原爆慰霊碑周辺が規制対象だったが、昨年の式典当日にドーム周辺でデモ参加者の一部が市職員に集団で体当たりしたとされる事件が起きたのを受け、『安全対策の強化』を打ち出した。」と報じる。

この場合の「安全対策」とは、暴力行為から市職員や市民の身体の安全を保持しようとすることである。行政法学によれば、生命・身体の安全の保持を目的とする行政活動は「警察」と呼ばれるが、都市公園(平和公園)・公の施設の管理者(広島市)に「警察権限」が与えられていないことは、地方自治法、都市公園法からみて明らかである。今年の8.6規制は、平和公園の管理とは別の目的(警察目的)から、平和公園の全域の規制(入園制限)を行おうとしているが、都市公園の管理権限を越えるものであり、適切でない。

昨年の暴力行為事件は、原爆ドームのある区域で発生した。広島市は再発防止を目的として同区域の利用を制限しようとするが、この種の刑事事件の取り締まりは、警察権限によるべきであり、都市公園の管理者である広島市の権限外である。また、刑事事件発生の一事をもって、市民の公園利用を制限する理由にはならない。

原爆ドームのある区域は、平和式典の行われる公園の南半分の区域から元安川を越えた「遠隔」にある。そのような区域の利用制限(入園制限)が、平和式典を行う上で必要な範囲内であるか疑わしい。実際、昨年発生した事件によって平和式典の催行が妨げられたとの情報はない。

なお、同様のことは、公園の北側の区域(韓国人犠牲者慰霊碑や原爆の子の像などがある区域)の規制についても言える。

### おわりに

地方自治法244条2項は、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と定める。このたびの8.6規制は、この法規定に反する事態を発生させる可能性があり、場合によっては、法的紛争になるかも知れない。

事態の推移を慎重に見守りたい。